

保全担保にかかる抵当権設定通知書		
納税者(特別徴収義務者) 住(居)所 (所在地) 氏 名 (名 称)		第 年 月 日 美唄市長 印
先に保全担保提供命令書により命令した担保の提供がないため、下記のとおりあなたの財産について抵当権を設定することとしましたので、地方税法第16条の3第4項の規定により通知します。		
抵当権の内容	担保される徴収金	年 月 日以後に課される 税
	担保される金額	円
	担保財産 (名称、数量、性質及び所在)	

注意 1 この処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

2 この処分について不服がある場合には、前項の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、美唄市(訴訟において美唄市を代表する者は、美唄市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります。

3 この処分については、第1項の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、処分の取消しの訴えを提起することができませんが、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。